

## ◎「飲酒運転根絶」に関する決議

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民全ての切実な願いである。しかしながら、交通事故による死傷者は後を絶たず、毎年、多くの方が犠牲者となり、悲しみや苦しみを抱えながらの生活を余儀なくされている。飲酒運転による交通事故は、危険運転致死罪の新設や飲酒運転の厳罰化などを背景に減少傾向で推移してきたが、今年に入り再び増加に転じるなど、悪質な飲酒運転による人身事故は後を絶たない状況である。当市における飲酒運転に関わる事故件数、検挙者数を見ても、人口1万人当たりでは、常に県下のワースト上位にあり、誠に憂慮すべき事態である。飲酒運転根絶のためには、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場、さらには地域が一体となって、「飲酒運転は絶対にしない、させない」という強い意志を改めて確認することが極めて重要である。よって本市議会は、ここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、関係機関・団体との連携を強化し、市民と一体となって飲酒運転の根絶に向けて全力を挙げて取り組むことを決意する。

以上、決議する。

平成18年12月1日

御前崎市議会



菊川警察署長に提出

## ◎「青少年の健全育成に関する基本法」の制定を求める意見書

明日の社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いである。しかしながら、今日の青少年を取り巻く環境が大きな社会問題となっている中で、家庭の問題、学校の問題、そして、地域社会における問題等が複雑に絡み合い、これらの諸問題を引き起こしているとも考えられ、決して良好とはいえない状況である。これらの問題に対して、国は従来それぞれの分野における諸法規により対処してきたが、いずれも限られた分野における対症療法的な内容に留まり、一貫性に欠けているとも指摘されているところである。また、全国民的課題である青少年問題を各都道府県、市町村の条例で対応するには限界があるといわざるを得ない。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、これによる一貫性のある包括的体系的な法整備である。よって、国においては、青少年の健全育成に関する基本法を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月21日

御前崎市議会

〈提出先〉衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、文部科学大臣  
総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、警察庁長官